

お知らせ

令和2年4月1日より、違反對象物の公表制度を開始します

● 違反對象物公表制度とは

重大な消防法令違反が認められる建物において火災が発生した場合、多大な人的被害を生じる恐れがあります。

この制度は、重大な消防法令違反のある建物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を促すものです。

● 公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店舗、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物（**特定防火対象物**）が公表の対象となります。

● 公表の対象となる違反の内容

公表対象とする違反の内容は、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「**屋内消火栓設備**」「**スプリンクラー設備**」「**自動火災報知設備**」が一切設置されていないものを対象とします。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

● 建物関係者の皆様へ

増改築を行う場合や隣接建物と渡り廊下で接続する場合又は建物の用途変更し、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設、社会福祉施設等として利用する場合には、公表対象の違反となる恐れがあります。事前に最寄りの消防署にご相談ください。

お問い合わせ先

嶺北消防本部	予防課	電話	0776-51-8435
嶺北消防署	予防指導課	電話	0776-51-0911
嶺北丸岡消防署	予防指導課	電話	0776-66-0119
嶺北あわら消防署	予防指導課	電話	0776-73-0119
嶺北三国消防署	予防指導課	電話	0776-82-6119